

(答申第54号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1号及び第6号に該当することを理由として行った公文書非公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成14年2月28日付けで、異議申立人は、条例第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「 の飼い犬によるこう傷事故（平成13年12月11日）に係る指導内容について」及び「ビデオ提出した放し飼いに対する指導内容」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、東濃地域保健所（以下「保健所」という。）の保有する「平成13年12月11日のこう傷事故及び放し飼いの件について」を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、平成14年3月7日付け東保第1653号の3で以下の理由を付して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(2) 公文書を公開しない理由

ア 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であるため。

（条例第6条第1号に該当）

イ 畜犬行政に係る指導に関する情報であって、これを公開することにより、当該指導を受けた者が判明し、当該指導及び今後の指導に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

（条例第6条第6号に該当）

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して平成14年4月23日付けで異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び公開決定等理由説明書に対する意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、こう傷事故の被害者であり、保健所が当該飼い主に対して行った指導の内容及びその経緯を知る権利がある。
- (2) 平成13年12月11日に発生したこう傷事故については、平成14年2月20日に事故が明るみになってからこう傷届が出されており、飼い犬条例違反であるにもかかわらず、県は飼い主をかばっている。
- (3) 県は、今後の指導に著しい支障を及ぼすと言い訳をするが、適正な指導をすればよいことである。実際に、保健所が適正な指導をしなかったため、当該飼い主は、放し飼いについて注意をされても放し飼いをやめなかったし、檻を作りつつあるなどその場しのぎの言い逃れをするばかりで、結局檻は1か月経っても出来なかった。
- (4) 当該飼い主が犬の管理を適切に改善したにもかかわらず、公開すれば行政側と当該飼い主との信頼関係を損なうとは言語道断であり、被害者である異議申立人との信頼関係は、必要ないという言い方である。これは、保健所が異議申立人の苦情をまともに取り合わず、怠慢を続けたことを隠すための詭弁に過ぎない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件公文書は、飼い犬の放し飼いにより平成12年9月15日に当該飼い犬にかまれた異議申立人が、その後も放し飼いを続けている証拠として提出したビデオに撮影された当該飼い犬の飼い主に対して保健所が行った指導と、平成13年12月11日に起きた同一の飼い犬による別の者に対するこう傷事件に関し当該飼い主に対して同保健所が行った指導内容が記載されたものである。

異議申立人が提出したビデオテープとは、当該飼い主宅において犬が放し飼いにされていた証拠として自らその状況を撮影し、行政に対して提出したものである。保健所の職員が、当該飼い主とともにビデオテープの内容を確認したところ、室内で飼育されている犬が放し飼いになった状況が撮影されており、本件こう傷被害を与えた犬は映っていなかった。しかしながら、室内犬であったとしても放し飼いの状態にならないように、保健所は今後の再発防止を含め厳重注意の措置をとっている。

本件処分は、条例第6条第1号（個人情報）及び第6号（事務事業情報）を理由に、本件公文書について非公開決定を行ったものである。また、特定の個人に関する情報についての請求であることから、個人名のみを非公開としても非公開事由が判明してしまうため、部分公開とすることができないものである。

2 条例第6条第1号該当性について

本件公文書には、こう傷事故に係る犬の飼い主及びビデオテープを提出した異議申立人の氏名が記載されている。

当該飼い主については、犬を飼うという私生活に関する情報であって、その氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が直接識別され得るものであるから、本号により非公開とすべきものである。また、飼い主の氏名を一般に公表しているといった特段の事情もない。

また、異議申立人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が直接識別され得るものであり、非公開とすべきものである。たとえ請求者本人に関する情報について

の本人からの請求であっても、情報公開制度は、請求者が誰かを問わず、一般に公開できるか否かを判断すべきであり、特定の個人が識別されるものである以上、本号の解釈により非公開とするものである。

なお、本件公文書に記載された情報は、以前に異議申立人が咬まれた飼い犬に関するものではあるが、他の者が咬まれた事故についてのものであって、保健所の指導により既に当該飼い犬の管理が改善されていることから、本号ただし書八にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないと判断した。

3 条例第6条第6号該当性について

本件公文書には、当該犬の飼い主に対して行った口頭指導の内容が記載されている。本件処分に係る事案については、保健所は当時、飼い主がその指導に従う意思を示していたこと及び悪質な違反又は緊急の措置を必要とするものとは認められなかったことから、口頭によりその指導を行ってきたものであり、現時点で飼い犬の管理は改善されている。また、保健所では、異議申立人からの通報に基づき指導を行った際には、同人に当該指導の内容を連絡しており、その通報にも適切に対応してきたものである。

こう傷事故については、通常、明白かつ重大な違反の場合又は同様の違反が繰り返される危険性が高い場合を除いては口頭により指導を行っており、飼い主の協力を得ながら飼い犬の管理を改善することにより、新たな危害を防止することとしている。

本件請求は、特定の個人に関する情報についての請求であって、これを公開することにより、その個人が行政指導を受けたことが公にされ、当該飼い犬の管理を適切に改善したにもかかわらず、あたかも改善前の状態が続いているかのような誤解を与え、行政指導に従った当該飼い主と行政との信頼関係を損なうこととなる。

さらに、その結果、当該飼い主に限らず、他の飼い主が行政に対して協力しなくなる等、畜犬行政の指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、行政指導は行政処分に至らないものであり、その内容を公益性の観点から公開する必要性は認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成13年12月11日のこう傷事故を起こした飼い主に対する県の行政指導に係る文書であり、県が当該飼い主に対して指導した内容が、「口頭指導」及び異議申立人からビデオテープで提出された「放し飼いの件」とに分けて記載されている。

なお、実施機関の説明によれば、当該飼い主に確認したところ、ビデオテープに撮影された犬は、室内で飼育されているものが一時的に放されたのであって、本件こう傷被害を与えた犬ではないとのことであった。

2 本件処分に係る具体的な判断について

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものをも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。そして、本号ただし書により、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報や、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報等を公開しなければならないことを定めている。

イ 本号該当性について

本件公文書には、こう傷事故に係る犬の飼い主及びビデオテープを提出した異議申立人の氏名が記載されているが、これらの氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るものであることは明らかである。

また、本号ただし書に該当するか否かを検討すると、本件公文書における飼い主及び異議申立人の氏名については、公表され又は公表を予定されているものとはいえず、また両者とも公務員でもないことから、ただし書イ及びロには該当しないことは明らかである。

次に、本号ただし書ハは、人の生命、健康、生活又は財産の保護の観点から、非公開とすることにより保護される個人のプライバシー等の利益より、公開することにより保護されるこれらの公共の利益が優先すると認められる場合には、公文書を公開しなければならないとするものである。

本件こう傷事故については、その事実は認められるものの、異議申立人以外の人に関するものであること、実施機関の説明によれば、その後にかこう傷事故が起きた事実は確認されていないこと、さらに当該飼い主においても、檻を作製する等、行政指導に従った措置が既になされていること等の状況にかんがみると、本号ただし書ハにも該当しないと認められる。

(2) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号の趣旨について

条例第6条第6号は、県又は国等の事務事業の公正かつ円滑な遂行を確保するため、公文書を公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が記載されている公文書については、公開しないことを定めたものである。

イ 本号該当性について

本件公文書は、こう傷事故に係る届出の経過、こう傷事故に係る実施機関の指導内容及び放し飼いについての実施機関の指導内容が記載されている。

異議申立人は、本件公文書を公開することにより、県と当該飼い主との信頼関係が損なわれるとの非公開の理由は言語道断である旨の主張をするが、行政指導は、相手方の任意の協力に基づき行われる強制力を有しない非権力的なものであることから、当該指導内容を公表することにより、改善に取り組もうとする当該飼い主が行政に対して不信感を抱き、その結果、十分な効果が期待できなくなるとともに、今後同様の事例において飼い主が行政指導に従わなくなる等、畜犬行政の指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、本件公文書に記載されている行政指導に関する情報は、本号に該当すると認められる。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成14年5月8日	・ 諮問を受けた。
平成14年6月6日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成14年6月11日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成14年7月2日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成14年7月8日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成14年8月20日 (第52回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成14年10月9日 (第53回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成14年11月29日 (第54回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽田野晴雄	税理士	
	森内 祥悟	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)